

旭市監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり
公表します。

平成23年2月28日

旭市監査委員 木 村 哲 三

旭市監査委員 嶋 田 茂 樹

監査の結果に対する措置状況について

監査の種類：平成２２年度定期監査

措置を講じた部署	食彩の宿いいおか荘
監査結果提出日	平成２２年１２月１０日
措置通知日	平成２３年　２月２１日
監査結果の内容（指摘・要望事項）	措　置　の　内　容
（１）昨年度から、宿泊料金の減額改定やさまざまな客層をターゲットにした宿泊プランの設定、施設を活用した宴会サービスの提供や売店の充実等により、集客率アップを目指しているものの、収益的収支のマイナス傾向は依然回復の兆しが伺えない状況である。今後は、収支のバランスを保つことを念頭に置き、事務事業のさらなる見直しを断行し、経費の節減、効率的な事業執行に努められるとともに、経営状況の好転を期待するものである。 しかし、長期に亘る赤字経営により市財政へ及ぼす負担を考慮するならば、今年度の後半の経営状況を注視し、その回復が見込まれない場合には、機を失することなく、執行機関による抜本的な対処を望むものである。	（１）今年度から実施しております、市民感謝デープランをはじめ、各種企画プランやイベント等を、今後も季節ごとに実施し、集客率アップを目指します。 しかしながら、長引く景気の低迷や、お客様のニーズの多様化により、依然として厳しい経営状況となっております。今後は、より一層の収益アップとともに、仕入れの見直しや効率的な人員配置等による経費の削減に努めてまいります。 今年度の決算数値をみて、改善が図られない場合は、運営委員会の他に、あり方検討委員会を設置し、今後の経営形態を検討していきます。

旭市監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり
公表します。

平成23年3月10日

旭市監査委員 木 村 哲 三

旭市監査委員 嶋 田 茂 樹

監査の結果に対する措置状況について

監査の種類：平成２２年度定期監査

措置を講じた部署	下水道課
監査結果提出日	平成２３年　２月１５日
措置通知日	平成２３年　３月　４日
監査結果の内容（指摘・要望事項）	措　置　の　内　容
（１）公共下水道事業は施設整備及び維持管理に多額の費用を要するにもかかわらず、市民全体に占める対象人口をあらわす普及率は、前年度末で８．５％と低調であり、対象人口当たりの接続済人口を示す水洗化率も５７．８％と６割に満たない状況である。そのため、市一般会計からの繰入金に依存する状況が続いており、今年度だけで約４１２百万円が計上されている。 さらに今後、処理場設備機器等が供用開始後１０年を経過し、大規模な改修も見込まれることから、早急な財源確保対策を協議し、より一層の加入促進及び受益者負担金や使用料の確実な徴収に加え、経費節減を徹底し、収支の均衡ある経営に努められたい。また、今後の整備計画をすすめるにあたっては、当該住民の意向把握に努めかつ理解を得ることが重要である。	（１）本市が推進している、定住自立圏構想に基づく諸施策の波及効果による、下水道供用区域内人口の増加を期待しながら、下水道事業の経営健全化及び一般会計繰入金の縮減を図るため、水洗化率に直接影響を及ぼす一般家庭はもとより、使用量の多い営業用店舗等へも職員による戸別訪問を強化するとともに、市のホームページ等を通じた加入促進に努めながら、使用料収入の増収を図ってまいります。 また、平成２３年度より広報紙等を通じ市民を対象とした浄化センターの施設見学会を実施し、環境学習を通じて下水道接続への理解を深めてまいります。 財源確保対策としての、受益者負担金及び使用料の徴収については、滞納者に対する訪問徴収や法的対応を強化し、徴収率の向上に努めるとともに、行政改革にともなう組織体制の見直しや、業務委託内容等の精査による経費節減についても検討してまいります。 処理場設備機器等については、供

	用開始後10年が経過し、経年劣化の兆候が現れており、今後、大規模な改修が見込まれることから、財源確保対策について関係機関と協議してまいります。 事業実施にあたっては、当面現事業認可区域202haの整備期間を3年～4年延伸し、毎年工事を実施する際には地元説明会等を開催し、当該住民の要望を把握して事業を進めてまいります。
--	---